



Newsletter

2026 年 6 月号

テーマ

税務動向

- [国税庁、8 か国の外国商工会議所との合同懇談会を通じて税政支援方案を提示](#)
- [国税庁、法人所有車両の私的使用疑惑等で税務調査を実施](#)

例規・判例

○ 租税審判院

- [親会社が債務超過状態にある完全子会社を吸収合併する場合、消滅した完全子会社株式の取得価額を損金に算入できるか否か](#)

○ 財政経済部

- [障がい者雇用負担金が損金不算入対象となる公共料金に該当するか否か](#)

2026. 6. 30

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税務動向

国税庁、8 か国の外国商工会議所との合同懇談会を通じて税政支援方案を提示

国税庁は、'26.5.14.（木）、外国人投資オンブズマン（KOTRA）と共に 8 か国の主要駐韓外国商工会議所の会長団を招き、懇談会を開催しました。同日、国税庁は国内投資・青年雇用の拡大に寄与する外国人投資企業に対し、税務検証を免除する等のカスタマイズ型税政支援方案を提示しました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

- 税務上不確実性の軽減
 - 国税庁は国内投資の拡大と雇用創出を支援するため、直前 1 年間、「投資金額を前年比 10%以上増加（租税特例制限法§24）」させたか、又は「青年等の常時勤労者（租税特例制限法§29 の 7）を 10%以上増加」させた外国人投資企業に対し、今後 1 年間、「国際租税分野における法人税申告内容の確認」対象から除外し（但し、明白な脱漏の疑いがある場合には、優遇対象外とする）、「研究・人材開発費税額控除の事前審査」について受付順にかかわらず、優先的に処理する税政支援を提供する予定
- 常時支援体制の整備
 - 首都圏地方庁（ソウル・中部・仁川）に「外資系企業専用の相談窓口」を設置し、外資系企業の課税体制、申告・納付方法等、税政全般に関する相談に対応
- カスタマイズ型申告支援
 - 今年 6 月のグローバル・ミニムム課税の初回申告に関して、納税者の便利性向上のため、「申告案内動画およびリーフレット」を英語で作成・配布
 - 外資系企業（中小企業）に対しても「法人税控除・減免可否と金額」を事前に確認できる「法人税控除・減免に対するコンサルティング」を積極的に実施
- 迅速な二重課税負担の解決
 - 今後、APA 更新申請件のうち、既存 APA と取引構造・機能が類似している場合等、一定要件を満たす場合、「Fast-track」を適用し、移転価格に関する税務不確実性を早期に解消

国税庁、法人所有車両の私的使用疑惑等で税務調査を実施

国税庁は、法人所有の高額車両の業務外使用有無等を含め、法人資金の私的使用、法人間取引を通じた資金の流出およびオーナー一族への富の移転有無等について税務調査を実施すると発表しました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

- 法人の脱漏類型
 - 法人資金を利用したオーナー一族の豪華・贅沢な生活
 - 変則的な会計処理や取引を通じた法人資金の流出
 - オーナー子女に対する便法的な贈与の疑い

例規・判例

【租税審判院】親会社が債務超過状態にある完全子会社を吸収合併する場合、消滅した完全子会社株式の取得価額を損金に算入できるか否か

（租税審判院 2024 ブ 4501、2026.3.4.、棄却）

■争点

親会社である請求法人が債務超過状態にある完全子会社を吸収合併する場合、消滅した完全子会社株式の取得価額を請求法人の損金に算入できるか否か

■事案

請求法人は、請求法人が生産する 〇〇〇 等の販売およびレンタル事業を専門的に営む目的で、2013 年に AA 株式会社（以下、「争点被合併法人」）を設立し、2013 年から 2017 年まで出資および有償増資を通じて争点被合併法人の発行株式の全部を取得した。請求法人は、2018.9.1.争点被合併法人を（無増資）吸収合併し、債務超過状態にある争点被合併法人株式の取得価額を、合併登記日が属する事業年度における請求法人の損金に算入しなければならないとの趣旨で、処分庁に更正請求を提起したが、処分庁は更正請求拒否通知を行い、請求法人はこれに不服して審判請求を提起した。

決定要旨

請求法人は争点被合併法人を吸収合併し、請求法人が保有していた争点被合併法人株式は代替資産がないまま消滅したため、これは請求法人の純資産を減少させる取引に該当することから、請求法人の争点被合併法人株式の取得価額（〇〇〇 ウォン）は合併登記日が属する事業年度における請求法人の損金に算入しなければならないと主張しているが、合併法人が合併前に被合併法人の株式を保有しており、合併に伴い被合併法人株式の全部を消却した場合、その消却による損益は合併差損益に含まれる資本取引とみるのが相当であるところ（ソウル高等裁判所 2012.2.3.宣告 2010 ヌ 43466 判決、同意である）、請求法人（親会社）と争点被合併法人（子会社）間の無増資合併は、合併後新株（自己株式）割当を受けて保有した後にこれを消却した資本取引の場合と、その実質が同一に見える点、「法人税法」第 17 条にも合併により資本に変動が生じる事項については、資本取引として規定している点等に照らすと、親会社である請求法人が請求法人と争点被合併法人の合併比率を 1 対 0 とし、争点被合併法人株式について新株を発行しない方式で同法人を吸収合併したことにより、争点被合併法人株式は代替資産のないまま消滅したとしても、これは資本取引に該当し、被合併法人株式の取得価額を損金に算入することができないものと判断され、処分庁が請求法人の更正請求を拒否した処分は誤りがないと判断される。

【財政経済部】障がい者雇用負担金が損金不算入対象となる公共料金に該当するか否か

（財政経済部法人税制課-415、2026.5.29.）

■質疑

障がい者雇用負担金が損金不算入公共料金に該当するか否か

回答

「障がい者雇用促進および職業リハビリテーション法」第 33 条第 1 項に基づき、雇用労働部長官に納付する障がい者雇用負担金は 2024.12.31. 法律第 20613 号に改正される前の「法人税法」第 21 条第 5 号による公共料金に該当しないが、2024.12.31.法律第 20613 号に改正された「法人税法」第 21 条第 5 号による公共料金には該当するものである。この場合、改正された「法人税法」第 21 条第 5 号は、2025.1.1.以後、障がい者雇用に関する義務の不履行により負担金の納付義務が生じた分から適用するものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more. Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo. This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026. For information, contact Deloitte Anjin LLC